

(様式2)

## 指定管理者制度導入施設の管理運営状況【対象年度:令和4年度】

※1～6:所管課記入、7:指定管理者記入、8～9:指定管理者及び所管課記入、10:指定管理者及び所管課記入(実施した場合)

所管部・課	諏訪地域振興局環境課
指定管理者	一般社団法人諏訪観光協会

### 1 施設名等

施設名	長野県霧ヶ峰自然保護センター	住所	長野県諏訪市四賀霧ヶ峰7718-9
		電話	0266-52-2111
		ホームページ	https://www.kirigamine-vc.jp/

### 2 施設の概要

設置年月	昭和48年8月	根拠条例等	長野県自然公園施設条例、長野県自然公園施設管理規則
設置目的	自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1号に規定する自然公園の保護及び適正な利用を推進し、並びに自然体験活動の機会を提供する		
施設内容	・展示ホール ・交流スペース ・展望デッキ ・眺望テラス ・案内カウンター		
利用料金	なし		
開所日	令和4年4月15日から令和4年11月15日まで(休館日:毎水曜日(祝日の場合は翌木曜日))、7・8月は無休)		
開所時間	午前9時から午後4時まで		

### 3 現指定管理者前の管理運営状況

期間	管理形態	管理受託者又は指定管理者等
～令和3年度	直営	-

### 4 報告年度の指定管理者等

指定管理者	一般社団法人 諏訪観光協会	指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日(5年間)
選定方法	公募(応募者数:1)		

### 5 指定管理料(決算ベース)

令和4年度(A)	令和3年度(B)	差(A)-(B)	※(A):当該年度、(B):前年度(以下同じ)
11,451 千円	0 千円	11,451 千円	
	増減理由	令和4年度から指定管理者制度を導入したため。	

### 6 指定管理者が行う業務

・施設及び設備の維持管理に関する業務 ・自然公園の保護及び適正な利用並びに自然体験活動の機会の提供に資する事業の企画及び実施に関する業務 ・上記に付帯する業務
---

### 7 利用実績等

(1) 利用実績【指標:利用者数・利用件数・稼働率】

(単位:人、件、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度(A)	196	1,314	1,374	4,778	3,841	1,215	1,174	318	0	0	0	0	14,210
令和3年度(B)													0
(A)/(B)													
増減要因等													

(2) 利用料金収入

(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度(A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度(B)													
(A)/(B)													
増減要因等	※当施設は利用料金を定めていない												

(様式2)

(3) 利用料金見直しの状況(前年度と比べて)

見直しの有無	見直した場合はその内容
無	

(4) 開所日・時間の見直し等の状況(前年度と比べて)

開所日数	開所時間	見直しの有無	見直した場合はその内容
令和4年度(A):185日 令和 年度(B): 日	令和4年度(A):9:00~16:00 令和 年度(B):	無	

(5) サービス向上のため実施した内容

アンケート分析結果の見える化及び来館者状況の見える化を行った。 ⇒お客様の動向を見える化することにより、次年度以降の来館者を増やすための対策を講じることに繋げることができた。
--

(6) その他実施した取組内容

「霧ヶ峰自然保護センター」の来訪回数は初めての方が7割を占めている状況である。じゃらんリサーチセンターの分析などを参考に、天候などを見ながら旅先で「霧ヶ峰自然保護センター」に立ち寄っていると仮説を立て、令和5年度に向けて新たなリーフレットを作成し、周辺宿泊施設にお届けし、告知強化を図る。また、観光経済新聞にリニューアル1周年特集を掲載し、新たなお客様開拓も行う。
--

(7) 利用者の主な声及びその対応状況

お客様からの声は概ね満足いただいている状況である。 一方、「普通」という回答も見受けられるため、何故「普通」という回答に至っているかについて深掘りすべく令和5年度業務にあたる。
---

8 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価を記入)

※項目は施設の状況に応じ加除修正してください。

項目	指定管理者	所管課	評価
施設の目的に沿った管理運営	施設及び設備の維持管理に関しては、概ね大きな支障をなく管理、運営ができた。	協定書、仕様書及び事業計画書に基づき、施設の設置目的に沿った管理運営がされたものと認められる。	B
平等な利用の確保	全てのお客様に対して、ストレスなく来館いただける環境を整えている。 車椅子は、諏訪観光協会に寄付された1台を設置した。	アンケート結果からは約7割が初めての来館者であったが、バリアフリー化等の安全面や、利用者に対し親切・丁寧な案内を心掛け、平等な利用が確保できたと認められる。	B
利用者サービス向上の取組	コロナ禍であり、感染対策も講じながら受け入れを行った。 アンケート回収だけではなく、分析を行い、対策を講じた。	センター利用者のアンケートからニーズの把握に努め、業務改善等に反映させているとともに、公式ホームページのリニューアル以降、ブログやフェイスブックの更新を積極的に行い、利用者に向けての情報発信に努めていた。	A
自主事業	コロナ禍であり、新たな自主事業は展開できなかった。	新型コロナウイルス感染拡大により、新たな自主事業は実施できなかったが、体験プログラムのガイドウォークや霧ヶ峰インタープリター養成講座等の団体プログラムや出前講座等を、既存の自主事業として実施できた。	B
職員・管理体制	これまでの管理体制から新たな就業規則に基づく体制に移行し、意識面での改革に時間を要した。	令和4年度から指定管理制度が導入されたが、県と適宜調整を行い、円滑な管理体制の実現に努めている段階と認められる。	C
収支状況	令和5年度への繰越金が1,000千円を超えているが、年度途中で職員1名欠員となったことが主たる要因である。その点を除くとほぼ予算通りの収支状況となった。	職員の欠員により繰越金が1,000千円を超えた。その他は、概ね計画どおりの運営が行われていると認められる。	B
総合評価	仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。	令和4年度から指定管理者制度を導入し、管理体制を調整している段階であり、全体的にはおおむねの仕様書等の内容どおりの成果である。ただし、円滑な管理運営体制の実現するため、指定管理者制度導入初年度の状況を踏まえて、今後も調整を進めていく必要がある。	B

<評価区分> A:仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。  
B:おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われている。  
C:仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。  
D:仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

(様式2)

9 施設管理運営の課題

項目	指定管理者	所管課
施設の管理運営の課題	自然公園の保護の取り組みについて、パークボランティアの運営業務や長野県が従来行ってきた自然保全活動などは、諏訪観光協会としては経験がなく1年目ということもあり、十分に活動することができなかった。この点を補完するため所管課と調整を行ってきており、今後は新しい企画や取組を具体化・充実させていく。	令和4年度から指定管理者制度を導入したため、円滑な管理運営体制の実現を図る必要がある。自然保護及び観光の取組のバランスの改善については、課題である。

10 第三者評価で指摘された事項の管理運営等への反映状況(第三者評価実施年度の翌年度以降に記載)

【実施年月日:令和 年 月 日】

第三者評価における指摘・意見等	管理運営等への反映状況	
	指定管理者	所管課